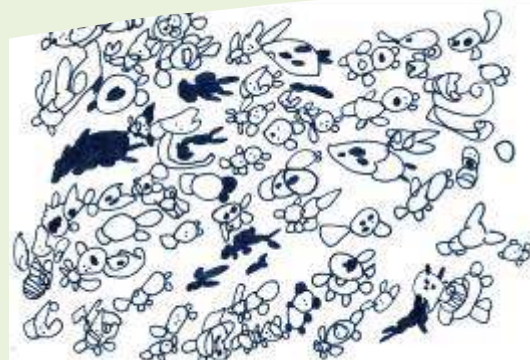


長久手市第2次障害者基本計画に基づく

第3期障害福祉計画



計画期間

平成24年度



平成26年度

平成 24 年 4 月

長久手市
NAGAKUTE CITY

計画の趣旨について



平成18年10月に障害者自立支援法が全面施行されて以来、長久手市では、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進めてきました。

この間、障がい種別に分かれていた各種サービスの一元化や就労支援の抜本的強化などがなされた反面、この法律に対する課題や問題も多く、平成22年12月には障害者自立支援法の改正が行われました。

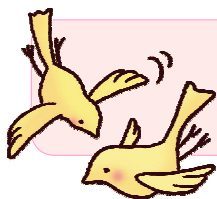
本市では、障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営めるよう、切れ目のない総合的・計画的な福祉サービスを充実させていくため、国の動向やこれまでの計画の進捗状況、サービス利用の状況を踏まえ、需要に応じたサービス提供基盤の整備を進めるための「長久手市第2次障害者基本計画に基づく第3期障害福祉計画」を策定します。

計画の基本理念と基本的方向性



■ 基本理念 ■

本計画は、第5次長久手市総合計画の基本方針の1つである「人がいきいきとつながるまち」の達成を目標に、「長久手町第2次障害者基本計画（平成18年3月制定）」の掲げる基本理念を共有し、「支え合う 思いやりのまち ながくて」とします。



支え合う 思いやりのまち ながくて

■ 基本的方向性 ■

障がいのある人の 自己決定・自己選択の尊重と 相談体制の充実

障がいのある人等の自立と社会参加の実現を図っていくため、障害福祉サービス等の提供体制の確保に努めます。また、必要な情報提供や助言を行う相談体制の充実を図ります。

市を基本とする 仕組みへの統一と 3障がいの制度の一元化

障がい種別ごとに分かれていた制度の一元化をより一層推進し、障害福祉サービスの充実を図ります。また、地域生活支援事業も含めサービスの充実を図るとともに、地域間格差を適正化し、公平性を図ります。

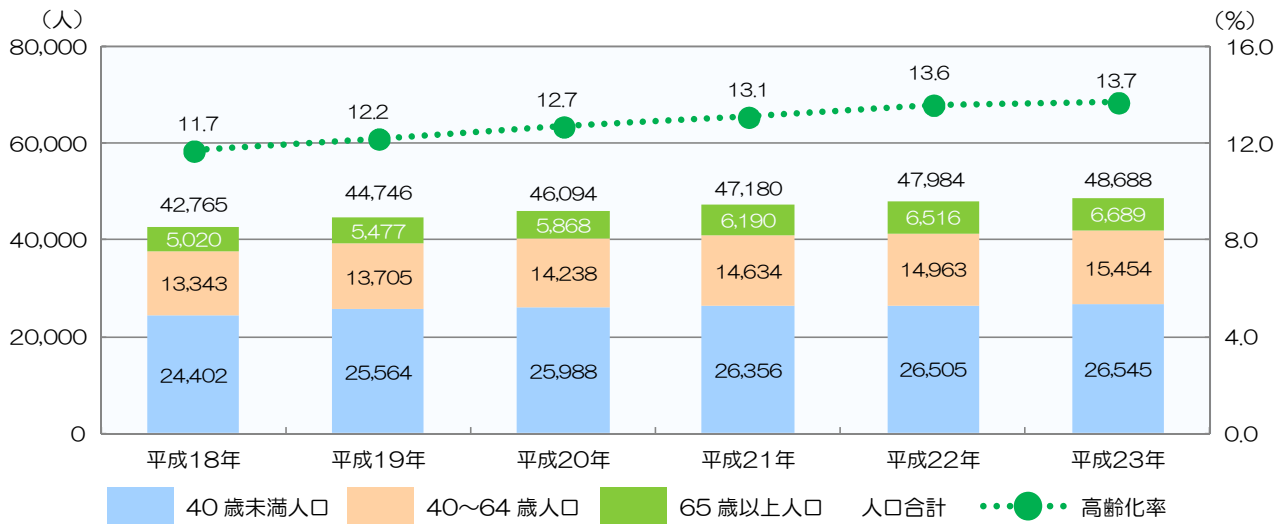
地域生活移行や就労支援等の 課題に対応した サービス基盤の整備

地域における居住の場としてのグループホームやケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。また、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムの実現を目指します。

障がいのある人の状況

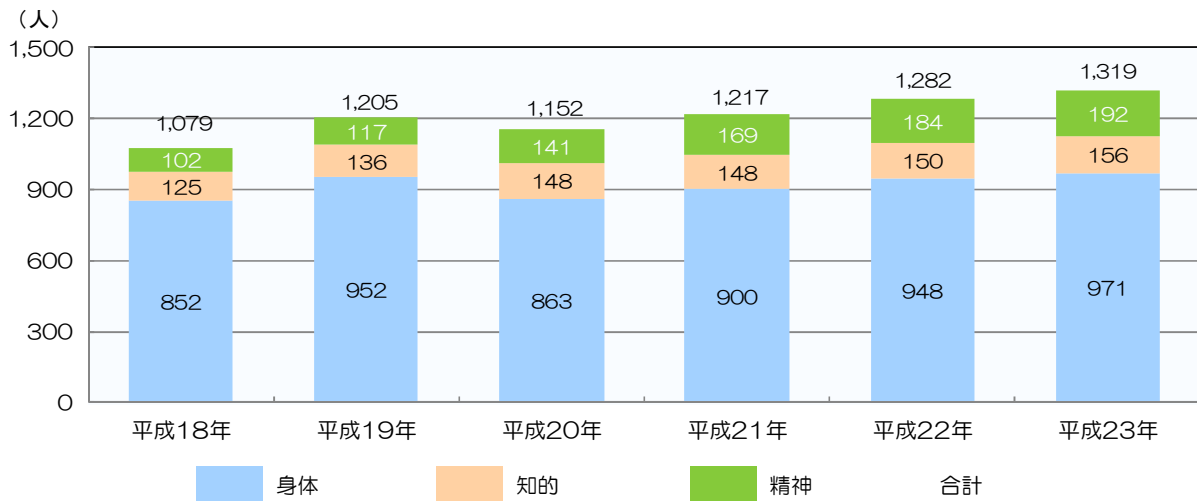


本市の総人口は継続して増加しています。総人口に占める65歳以上高齢者の割合を示す高齢化率は平成23年度で13.7%となっています。高齢化率は継続して上昇していることから、加齢によって生じる障がいなどの防止対策が必要となることが考えられます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

障がい種別障害者数と人口比の推移



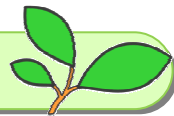
資料：市福祉課



高齢化率：人口に占める65歳以上の高齢者の割合
 身体（身体障害者）：身体障害者手帳を所持している人数
 知的（知的障害者）：療育手帳を所持している人数
 精神（精神障害者）：精神障害者保健福祉手帳を所持している人数



障がい福祉を取り巻く課題



本市の障がい福祉を取り巻く状況について、アンケート調査結果や団体ヒアリングを行った結果から、以下の6つの課題とその取組みの方向性があげられます。

1 障がいのある人が暮らしやすい環境づくり



自宅にすることが多く、人とのつながりが稀薄化している障がいのある人が、地域で生活していくための環境整備の充実が求められています。また、公共交通機関の利便性の向上や地域での移動手段の確保など、外出しやすい環境づくりと、気軽に交流できる場や機会の確保が求められます。

2 緊急時でも対応できるサービス提供体制の確保



緊急時や一時的に預けられる場所の確保が未だ不十分な状況であり、短期入所（ショートステイ）等の提供事業所の確保が求められています。

また、災害などの緊急時において、適切な援助を迅速に行うため、災害時要援護者の登録の推進と緊急時の安否確認や地域での見守り活動、障がいにあわせた情報伝達体制の整備が重要となっています。

3 適切な医療の提供



障がいの早期発見・早期治療のほか、障がいの予防に向けた保健・医療・福祉の連携と、障がいのある人が自立し、社会経済活動への参加や、心身の障がいの状態の改善を図るため、適切な医療が受けられる環境づくりが重要となっています。

4 障がいのある人への就労支援



障がいのある人の社会参加と家族介護者の負担軽減等、就労を希望する障がいのある人の就労先の確保と、就労に必要な訓練を受けられる事業所の確保が重要となっています。

5 相談窓口の充実



障がいのある人やその家族が相談できる窓口の充実と、障がいにより意思疎通が難しい人において、気軽に相談できる環境づくりが必要となっています。

6 事業所への支援と連携の強化



障害福祉サービスをより充実させるため、サービス提供事業者との情報交換等を通じ、連携を強化し、本市の障がい福祉を支える体制づくりが重要となっています。

第3期計画の目標値



1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

平成 17 年 10 月 1 日時点の
施設入所者数
15 人

平成 26 年度末の
施設入所者数
8 人

【目標値】削減見込
7 人 (4 割)

平成 26 年度末の施設入所者数を平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者から、7 人の削減の数値目標を設定した。また、平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者のうち、5 人が地域生活へ移行をめざす。

【目標値】
地域移行者
5 人 (3 割)

2. 福祉施設から一般就労への移行

平成 17 年度の
一般就労移行者数
1 人

【目標値】平成 26 年度までの
一般就労移行者数
4 人 (4 倍)

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 26 年度までに一般就労に移行する者の数値目標を 4 人と設定した。

3. 就労移行支援事業の利用者数

平成 26 年度末の
福祉施設利用者数
114 人

【目標値】平成 26 年度までの
就労移行支援事業の利用者数
23 人 (2 割)

平成 26 年度末における福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を利用する者の数値目標を 23 人と設定した。

■就労継続支援 (B 型)
雇用契約は結ばずに、就労の機会を提供し、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

4. 就労継続支援 (A 型) 事業の利用者の割合

平成 26 年度末の
就労継続支援 (A 型)
事業利用者
㍷ 25 人

平成 26 年度末の
就労継続支援 (B 型) 事業
事業利用者
29 人

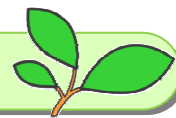
平成 26 年度末の就
労継続支援 (A 型 +
B 型) 事業の利用者
㍷ 54 人

■就労継続支援 (A 型)
雇用契約に基づき働きながら一般就労も目指し、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

【目標値】平成 26 年度末の就労継続支援
(A 型) 事業の利用者の割合
4 割 (㍷ / ㍷)

平成 26 年度末における就労継続支援事業の利用者のうち、就労継続支援 (A 型) 事業を利用すること者の割合を 4 割と設定した。

自立支援給付及び地域生活支援事業



長久手市では、以下の自立支援給付及び地域生活支援事業について、サービス提供事業者等と連携しながら提供していきます。

自立支援給付

国や都道府県の義務的経費が伴う全国一律のサービスとして、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具の4つからなる障害福祉サービス。

居宅介護（ホームヘルプ）・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

自宅で食事、入浴、排泄の介護等を行う「居宅介護（ホームヘルプ）」、重度の肢体不自由者を対象に、居宅介護や外出支援を行う「重度訪問介護」、移動に著しい困難を有する障害者等の外出時に必要な援助を行う「同行援護」、知的・精神障害者等の外出時に必要な援助を行う「行動援護」、居宅介護等の複数の障害福祉サービスを包括的に行う「重度障害者等包括支援」を提供します。

生活介護

障害者支援施設等で、日中の食事・入浴・排泄の介護等を行い、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるように、身体機能や生活能力の向上のための訓練等を一定期間行います。

就労移行支援

生産活動や職場体験等、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を一定期間行います。

就労継続支援（A型・B型）

就労機会や生産活動等の活動機会を提供し、知識・能力の向上のために必要な訓練等を行います。

短期入所

短期間、夜間も含め、施設で食事・入浴・排泄の介護等を行います。

療養介護

主に日中の病院等で機能訓練や療養上の管理、看護、医学的な管理のもとでの介護、日常生活上の支援を行います。

共同生活介護（ケアホーム）

主に夜間の共同生活を行う住居として、食事・入浴・排せつの介護等を行います。

共同生活援助（グループホーム）

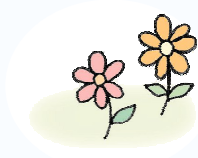
主に夜間の共同生活を行う住居として、相談やその他日常生活上の援助を行います。

施設入所支援

主に夜間の食事・入浴・排泄の介護等を行います。

その他のサービス

障がいの軽減や機能維持を図り、必要な医療費を軽減する制度「自立支援医療」、身体機能を補完や代償する用具の支給を行う「補装具費の支給」をします。



計画相談支援

障害福祉サービスを利用するすべての障害者を対象に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとに利用状況のモニタリングを行います。

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

長期入院・入所等している障害者等の地域移行に必要な支援を行う「地域移行支援」、ひとり暮らしをしており、夜間等も含む緊急時の連絡・相談等の必要な支援を行う「地域定着支援」を提供します。

地域生活支援事業

市町村が行う事業として、障害者、障害児の保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を供与するとともに、障害者等の権利擁護に必要な援助、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付・貸与など、障害者支援する事業

相談支援事業

障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。

成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な人について、障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるよう、申立てに必要な経費や後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

コミュニケーション支援事業

意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害者等に対し、手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行います。

日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため、障がい者に自立生活支援用具等の日常生活用具の給付や貸与をします。

移動支援事業

社会生活において必要不可欠な外出や余暇活動等、社会参加に必要な外出支援を行います。

地域活動支援センター事業

地域の実情に応じて、創作的活動や生産活動の機会の提供し、社会との交流促進等の便宜を図ります。

日中一時支援事業

家族の就労支援や家族の一時的な休息、その他冠婚葬祭や病気等の緊急時の一時的な預かりを支援し、障害者等に日中の活動の場を提供します。

その他の事業

手話奉仕員や要約筆記奉仕員の養成研修を行う「奉仕員養成研修事業」、訪問による居宅での入浴サービスの提供を行う「訪問入浴サービス事業」、普通自動車運転免許を取得した場合に、必要な経費の一部を助成する「身体障害者自動車免許取得費助成事業」、自らが所有し、運転する自動車の改造に必要な経費の一部を助成する「身体障害者用自動車改造費助成事業」を提供します。



1 推進体制

「長久手市障害者自立支援協議会」等を活用し、その内容を広く市民に啓発していきます。

2 評価体制

障がい者関係団体との意見交換の実施等を通じて施策・事業の検証を行います。また、長久手市障害者自立支援協議会において、サービスの実績や地域生活移行の進捗状況等確認し、助言や所要の対策を検討します。

3 連携と協力の確保

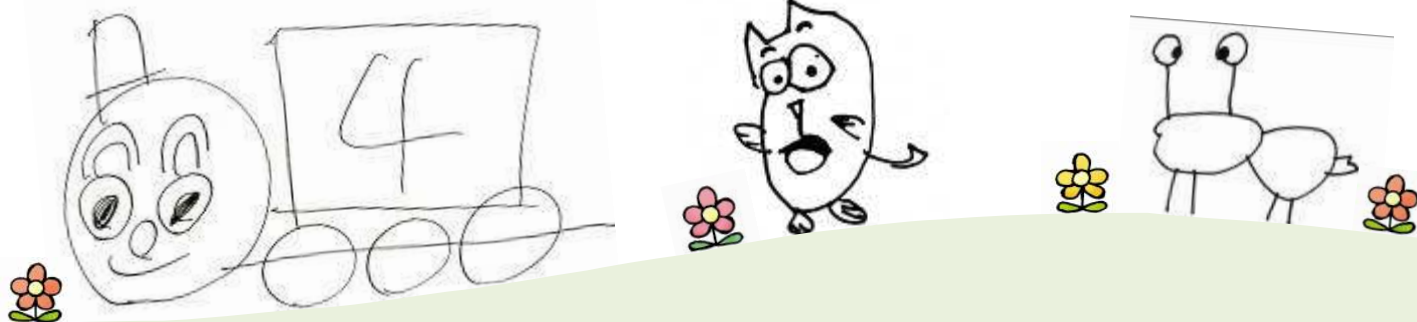
効果的・総合的な施策の推進を図るため、関係行政機関の間の施策連携を強化します。また、障がい者関係団体、NPO法人等民間団体、事業者団体等と連携し、各種サービスを提供します。

4 市民参加の促進

サービスを利用する障がいのある人のニーズを適切に把握し、事業の展開を推進します。

5 情報提供について

新しい施策や制度、事業等について情報提供を行い、サービスを必要としている人たちや相談に来た人への適切な情報提供や支援を行います。



【概要版】長久手市第2次障害者基本計画に基づく第3期障害福祉計画

発行：長久手市 福祉部 福祉課

〒480-1196 愛知県長久手市岩作城の内 60 番地 1
TEL：0561-56-0614 FAX：0561-63-2940
URL：<http://www.city.nagakute.lg.jp>